

別表2「受験資格及び免除の範囲」

(1) 職業能力開発促進法による受験資格及び免除の範囲

受験資格(主なもの)		実務 経験 年数	免除の範囲			
			実技 試験	学科試験		指導 方法
				関連学科		
				系基礎学科	専攻学科	
学 校 教 育	●大学卒業	1年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年				
	普通課程の高等学校以上の卒業	5年				
職 業 訓 練	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了 学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めた者	1年				○
	免許職種に関し、学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めた者	1年		○	○	
	免許職種に関し、実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認めた者	1年	○			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	-年		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る 学 校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●高等課程もしくは一般課程(2年)の専修学校各種学校(2年)卒業	4年				
	●高等課程もしくは一般課程(3年)の専修学校各種学校(3年)卒業	3年				
実務のみ経験者	8年					
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者	-	○				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者	-		○	○	○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の一部合格者	-		合格した学科試験について免除			
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級合格者(単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)	-	○	○	○		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級合格者	-	○				
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者	1年		△			○

(注) ①●印は免許職種に関する学科を履修していること

②○印は免除される範囲

③△印は当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除

④技能検定試験の免許職種に関しては別表3を参照のこと

(2) 他の法令による受験資格及び免除の範囲

指導員 免許職種	受験資格	免除の範囲			
		実技	学 科		指 導 法
			関連学科		
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者				
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者				
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、改正前の1級四輪自動車整備士又は2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、改正前の1級四輪自動車整備士又は2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○ 自動車整備(内燃機関を除く。)	○	○ 車枠及び車体整備法を除く。	
	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者				
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者				
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者				
ボ イ ラ ー 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電 気 通 信 科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者				
臨 床 検 査 科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者				
事 務 科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し	○	○	○	

	<p>七年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの</p>				
港 湾 荷 役 科	<p>労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であって、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者</p>	○	○	○	

○印は、免除される範囲

(注) 上記以外の職業訓練指導員免許職種については、職業能力開発促進法施行規則別表11の3に定めるとおり免除する。